



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
3月31日(火)  
号 外  
第 17 号

## 目 次

### 条 例

○栃木県県税条例及び栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正…………… 2

## 本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県県税条例及び栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正（栃木県条例第20号）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとしました。

### 1 主な改正点

#### (1) 軽油引取税関係

税率（本則1キロリットルにつき15,000円）を当分の間1キロリットルにつき32,100円とする特例措置を廃止することとしました。

#### (2) 自動車税関係

ア 自動車税の環境性能割を廃止することとしました。

イ 現行の自動車税の種別割を自動車税とすることとしました。

ウ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等のうち、令和8(2026)年度及び令和9(2027)年度に初回新規登録された自動車について、当該登録の翌年度の自動車税の税率をおおむね100分の75軽減することとしました。

エ 令和8(2026)年度及び令和9(2027)年度において初回新規登録からディーゼル車にあつては11年、ガソリン車等にあつては13年を経過した自動車について、その翌年度から自動車税の税率をおおむね100分の15重課することとしました。

### 2 施行期日等

(1) この条例は、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。



(税率の特例措置の適用を受けるゴルフ場の利用者の提示する書類等)  
**第97条** 前条第1号及び第2号に規定する者が同条の規定の適用を受けようとする場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類等を、当該利用に係るゴルフ場に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務者に提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する者 運転免許証(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条(免許証の交付)の規定により交付された運転免許証をいう。第116条第4項において同じ。)その他の年齢を証する書類等
- (2) 略

(自動車税の納税義務者等)

**第103条** 自動車税は、自動車(法第145条(自動車税に関する用語の意義)に規定する自動車をいう。以下自動車税について同じ。)に対し、その所有者(所有者が法第148条第1項(国等に対する自動車税の非課税)の規定により自動車税を課することができない者である場合には、当該自動車の使用者に)に課する。

(自動車税のみならず課税)

**第103条の2** 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

(税率の特例措置の適用を受けるゴルフ場の利用者の提示する書類等)  
**第97条** 前条第1号及び第2号に規定する者が同条の規定の適用を受けようとする場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類等を、当該利用に係るゴルフ場に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務者に提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する者 運転免許証(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条(免許証の交付)の規定により交付された運転免許証をいう。第116条第4項及び第116条第3項において同じ。)その他の年齢を証する書類等
- (2) 略

(自動車税の納税義務者等)

**第103条** 自動車税は、自動車(法第145条第3号(自動車税に関する用語の意義)に規定する自動車をいう。以下自動車税について同じ。)に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者(所有者が法第148条第1項(国等に対する自動車税の非課税)の規定により種別割を課することができない者である場合には、当該自動車の使用者)に種別割によって、それぞれ課する。

- 2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行者(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項(定義)に規定する運行者をいう。次条第3項及び第4項において同じ。)以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

(自動車税のみならず課税)

**第103条の2** 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

- 3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第44条の2に規定する自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目

的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項（新規登録の申請）に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（種別割の課税免除）

**第105条** 次の各号のいずれかに該当する自動車（第2号及び第3号に掲げる自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。）に対しては、種別割を課さない。

(1)～(3) 略

2 前項の規定により種別割の課税免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

（環境性能割の課税標準）

**第105条の2** 環境性能割の課税標準は、法第156条（環境性能割の課税標準）に規定する通常の取得価額（第105条の12第2項において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

**第105条の3** 法第157条第1項各号（環境性能割の税率）に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項又は第3項（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第157条第2項各号に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 法第149条第1項及び前2項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

（自動車税の課税免除）

**第105条** 次の各号のいずれかに該当する自動車（第2号及び第3号に掲げる自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。）に対しては、自動車税を課さない。

(1)～(3) 略

2 前項の規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(環境性能割の徴収の方法)  
第105条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第105条の5 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- (2) 道路運送車両法第13条第1項（移転登録）の規定による移転登録（以下この号において「移転登録」という。）を受けるべき自動車（当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項（自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査）の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）
- (4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

(取得した自動車に関する報告)

第105条の6 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この条において同じ。）は、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した法第160条第2項（環境性能割の申告納付）の規定による報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第105条の7 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合は、当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付しなければならない。

(環境性能割の減免)

第105条の8 知事は、天災その他の災害により滅失又は損壊をした自動車

又は道路運送車両法第3条(自動車の種別)に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの(以下この項において「被災自動車等」という。)の所有者(第103条の2第1項又は法第44条第1項(軽自動車税のみならず課税)に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)が当該被災自動車等に代わるものと知事が認める自動車(以下この項において「代替自動車」という。)を当該滅失又は損壊をした日から6月以内に取得した場合には、当該代替自動車に対して課する環境性能割を免除することができる。

2 前項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 年度及び税額
- (2) 自動車登録番号
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第105条の9 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を免除することができる。

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条(公的医療機関)に規定する公的医療機関の開設者による救急自動車又はへき地における巡回診療の用に供する自動車

(2) 消防専用自動車その他公益のため直接専用する自動車で知事が必要と認めるもの

2 前項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第105条の5の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 年度及び税額
- (2) 自動車登録番号
- (3) 免除を必要とする事由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第105条の10 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を免除することができる。

(1) 身体に障害を有する者で規則で定めるもの(以下「身体障害者」という。)が専ら運転する自動車で、当該身体障害者が取得したものの

(2) 専ら心身障害者(身体障害者又は精神に著しい障害を有する者で規則で定めるものをいう。以下同じ。)のために当該心身障害者と生計

を一にする者又は当該心身障害者を常時介護する者が運転する自動車  
 で、当該心身障害者又は当該生計を一にする者若しくは当該常時介護  
 する者が取得したもの

2 前項の規定による環境性能割の免除は、心身障害者 1 人につき 1 台に  
 限り行うものとし、市町村において道路運送車両法第 3 条（自動車の種  
 別）に規定する軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割の課税免除又は  
 減免を受けている場合は、同項の規定は適用しない。

3 第 1 項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第105  
 条の 5 の規定によりその税額を納付するときに、次に掲げる事項を  
 記載した申請書を知事に提出するとともに、規則で定めるところによ  
 り、当該申請に係る自動車を運転する者に係る運転免許証又は免許情報  
 記録個人番号カード（道路交通法第95条の 2 第 4 項（特定免許情報の記  
 録等）に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第116条第 4 項  
 において同じ。）その他規則で定める書類等を提示しなければならな  
 い。

- (1) 年度及び税額
- (2) 心身障害者の住所、氏名及び生年月日
- (3) 障害名、障害の程度、障害の級別等並びにこれらを証する証明書の  
 交付番号及び交付年月日
- (4) 自動車を運転する者の住所、氏名及び当該心身障害者との関係
- (5) 当該運転免許証又は当該免許情報記録個人番号カードに係る免許情  
 報記録（道路交通法第95条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録  
 をいう。第116条第 4 項において同じ。）の番号、有効期限、運転免  
 許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- (6) 自動車登録番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第105条の11 知事は、構造上心身障害者の利用に供するための自動車のう  
 ち、専ら当該用途に供されると認めると認めるもの（前条第 1 項各号に規定する  
 自動車を除く。）に対しては、環境性能割を免除することができる。

2 前項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第105条  
 の 5 の規定によりその税額を納付するときに、次に掲げる事項を記  
 載した申請書に免除を必要とする事由を証する書類を添付して、これを  
 知事に提出しなければならない。

- (1) 年度及び税額
- (2) 自動車登録番号
- (3) 構造変更の内容

- (4) 免除を必要とする事由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

**第105条の12** 知事は、構造上心身障害者の利用に供するための自動車で心身障害者以外の者の利用にも併せて供されるもの又は専ら心身障害者が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車（第105条の10第1項及び前条第1項に規定する自動車を除く。）に対しては、環境性能割を減額することができる。

2 前項の規定により環境性能割を減額する場合において減額すべき額は、当該自動車の通常の取得価額のうち、心身障害者の利用に供するための構造変更又は心身障害者が運転するための構造変更による金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3 第1項の規定により環境性能割の減額を受けようとする者は、第105条の5の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 年度及び税額
- (2) 自動車登録番号
- (3) 構造変更の内容
- (4) 構造変更による金額
- (5) 減額を必要とする事由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（自動車税の税率）

**第106条** 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

ア 営業用

(7)～(ロ) 略

(ハ) 電気自動車（法附則第12条の3第1項（自動車税の税率の特例）に規定する電気自動車をいう。以下同じ。） 年額 7,500円

イ 略

(2)～(5) 略

- 2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する自動車税の税率は、同項（同号に係る部分に限る。）の

（種別割の税率）

**第106条** 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

ア 営業用

(7)～(ロ) 略

(ハ) 電気自動車（法第149条第1項第1号（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）に規定する電気自動車をいう。以下同じ。） 年額 7,500円

イ 略

(2)～(5) 略

- 2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する種別割の税率は、同項の

規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) 略

(種別割の賦課期日)

第107条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割の納期)

第108条 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した場合その他特別の事情がある場合における種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第109条 第107条に規定する種別割の賦課期日(以下この条及び次条第2項において「賦課期日」という。)後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割をもって、種別割を課する。

2 賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもって、種別割を課する。

3 賦課期日後に用途その他の自動車の諸元の変更により適用すべき種別割の税率に異動があった場合には、当該自動車に対して課する種別割の納税義務者には、当該年度については、異動前の適用すべき種別割の税率により、種別割を課する。

4 賦課期日後にその主たる定置場が他の都道府県に変更された場合又は自動車の所有者の変更があった場合には、当該年度の末日に当該変更があったものとみなして、第1項及び第2項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があった場合において、変更前の所有者又は変更後の所有者のいずれかが、この項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して種別割を課されないときは、この限りでない。

(種別割の徴収の方法)

第110条 種別割の徴収は、普通徴収の方法による。

2

新規登録

請があった自動車について前条第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) 略

(自動車税の賦課期日)

第107条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

第108条 自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した場合その他特別の事情がある場合における自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第109条 第107条に規定する自動車税の賦課期日(以下この条及び次条第2項において「賦課期日」という。)後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割をもって、自動車税を課する。

2 賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもって、自動車税を課する。

3 賦課期日後に用途その他の自動車の諸元の変更により適用すべき自動車税の税率に異動があった場合には、当該自動車に対して課する自動車税の納税義務者には、当該年度については、異動前の適用すべき自動車税の税率により、自動車税を課する。

4 賦課期日後にその主たる定置場が他の都道府県に変更された場合又は自動車の所有者の変更があった場合には、当該年度の末日に当該変更があったものとみなして、第1項及び第2項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があった場合において、変更前の所有者又は変更後の所有者のいずれかが、この項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないときは、この限りでない。

(自動車税の徴収の方法)

第110条 自動車税の徴収は、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項(新規登録の申請)に規定する新規登録(次条において「新規登録」という。)の申請があった自動車について前条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 種別割の納税義務者は、前項に規定する自動車について種別割を払い込むときは、当該種別割の額に相当する現金を納付した後、当該自動車について第113条第1項の規定により提出する申告書に、納税済印の押印を受けなければならない。

4 前項の申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合においては、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の徴収の方法の特例)

**第111条** 種別割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第5号）第3条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第113条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該新規登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法施行規則第9条の16に規定する方法により徴収することができる。

(種別割の賦課徴収に関する申告等)

**第113条** 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その該当する事実が発生した日から7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に道路運送車両法第7条（新規登録の申請）、第12条（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。）（変更登録）又は第13条（移転登録）の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際に、種別割の賦課徴収に関する必要な事項を記載した法第177条の13第1項（種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）の規定による申告書又は報告書（次項において「申告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 法第146条第3項ただし書（自動車税の納税義務者等）の規定の適用を受ける使用者でなくなつたとき。
- (4) 略

2 種別割の納税義務者が前項の規定により申告書等を提出した後において、その申告し、又は報告した事項に異動を生じたときは、同項の例

3 自動車税の納税義務者は、前項に規定する自動車について自動車税を払い込むときは、当該自動車税の額に相当する現金を納付した後、当該自動車について第113条第1項の規定により提出する申告書に、納税済印の押印を受けなければならない。

4 前項の申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合においては、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の徴収の方法の特例)

**第111条** 自動車税の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第5号）第3条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第113条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を法施行規則第9条の16に規定する方法により徴収することができる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告等)

**第113条** 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その該当する事実が発生した日から7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に道路運送車両法第7条（新規登録の申請）、第12条（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。）（変更登録）又は第13条（移転登録）の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際に、自動車税の賦課徴収に関する必要な事項を記載した法第160条第1項（自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）の規定による申告書又は報告書（次項において「申告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 法第146条第2項ただし書（自動車税の納税義務者等）の規定の適用を受ける使用者でなくなつたとき。
- (4) 略

2 自動車税の納税義務者が前項の規定により申告書等を提出した後において、その申告し、又は報告した事項に異動を生じたときは、同項の例

により申告書等を知事に提出しなければならぬ。

3 略

(種別割の減免)

**第114条** 知事は、自動車の所有者が、天災その他の災害により当該所有する自動車に損害を受け、当該自動車について価額の2分の1以上の金額に相当する修繕費（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。次項において同じ。）を支出した場合には、当該自動車に対して課する種別割を減額することができる。

2 前項の規定により種別割を減額する場合において減額すべき額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 修繕費が価額の100分の85以上である場合 当該年度分の種別割の額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 修繕費が価額の100分の65以上100分の85未満である場合 当該年度分の種別割の額に3分の1を乗じて得た額
- (3) 修繕費が価額の100分の50以上100分の65未満である場合 当該年度分の種別割の額に4分の1を乗じて得た額

3 第1項の規定により種別割の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

**第115条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を減免することができる。

(1)・(2) 略

(3) 医療法 第31条（公的医療機関） に規定する公的医療機関の開設者が所有する自動車専らへき地における巡回診療の用に供するもの

(4)～(6) 略

2 前項の規定により種別割を減免する場合において減免すべき額は、同項第1号から第4号までに掲げる自動車にあっては当該年度分の種別割の額の全額とし、同項第5号に掲げる自動車にあっては当該年度分の種別割の額に2分の1を乗じて得た額とし、同項第6号に掲げる自動車にあっては知事が定める額とする。

3 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては第110条第3項の規定によりその

により申告書等を知事に提出しなければならぬ。

3 略

(自動車税の減免)

**第114条** 知事は、自動車の所有者が、天災その他の災害により当該所有する自動車に損害を受け、当該自動車について価額の2分の1以上の金額に相当する修繕費（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。次項において同じ。）を支出した場合には、当該自動車に対して課する自動車税を減額することができる。

2 前項の規定により自動車税を減額する場合において減額すべき額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 修繕費が価額の100分の85以上である場合 当該年度分の自動車税の額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 修繕費が価額の100分の65以上100分の85未満である場合 当該年度分の自動車税の額に3分の1を乗じて得た額
- (3) 修繕費が価額の100分の50以上100分の65未満である場合 当該年度分の自動車税の額に4分の1を乗じて得た額

3 第1項の規定により自動車税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

**第115条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を減免することができる。

(1)・(2) 略

(3) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第31条（公的医療機関） に規定する公的医療機関の開設者が所有する自動車専らへき地における巡回診療の用に供するもの

(4)～(6) 略

2 前項の規定により自動車税を減免する場合において減免すべき額は、同項第1号から第4号までに掲げる自動車にあっては当該年度分の自動車税の額の全額とし、同項第5号に掲げる自動車にあっては当該年度分の自動車税の額に2分の1を乗じて得た額とし、同項第6号に掲げる自動車にあっては知事が定める額とする。

3 第1項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては第110条第3項の規定によりその

税金を払い込むときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならぬ。

(1)～(4) 略

**第116条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を減免することができる。

(1) 身体障害者 が所有する自動車、専ら当該身体障害者が運転するもの

(2) 心身障害者

若しくは心身障害者を常時介護する者が所有する自動車で、専ら当該心身障害者のために当該生計を一にする者又は当該常時介護する者が運転するもの

2 前項の規定による種別割の減免は、心身障害者1人につき1台に限るものとし、市町村において道路運送車両法第3条（自動車の種別）に規定する軽自動車に係る軽自動車税の種別割の課税免除又は減免を受けている場合は、同項の規定は適用しない。

3 第1項の規定により種別割を減免する場合において減免すべき額は、規則で定める額とする。

4 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、当該年度の2月末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、規則で定めるところにより、当該申請に係る自動車を運転する者に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード

その他規則で定める書類等を提示しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 当該運転免許証又は当該免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録

の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6)・(7) 略

**第117条** 知事は、構造上心身障害者の利用に供するための自動車のうち、専ら当該用途に供されると認めると認めるもの（前条第1項に規定する自動車を

税金を払い込むときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならぬ。

(1)～(4) 略

**第116条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を減免することができる。

(1) 身体障害者（身体に障害を有する者）で規則で定めるものをいう。次号において同じ。）が所有する自動車で、専ら当該身体障害者が運転するもの

(2) 心身障害者（身体障害者又は精神に著しい障害を有する者）で規則で定めるものをいう。以下同じ。）又は心身障害者と生計を一にする者若しくは心身障害者を常時介護する者が所有する自動車で、専ら当該心身障害者のために当該生計を一にする者又は当該常時介護する者が運転するもの

2 前項の規定による自動車税の減免は、心身障害者1人につき1台に限るものとし、市町村において道路運送車両法第3条（自動車の種別）に規定する軽自動車に係る軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、同項の規定は適用しない。

3 第1項の規定により自動車税を減免する場合において減免すべき額は、規則で定める額とする。

4 第1項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、当該年度の2月末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、規則で定めるところにより、当該申請に係る自動車を運転する者に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交

通法第95条の2第4項（特定免許情報の記録等）に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）その他規則で定める書類等を提示しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 当該運転免許証又は当該免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録（道路交

通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。）の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6)・(7) 略

**第117条** 知事は、構造上心身障害者の利用に供するための自動車のうち、専ら当該用途に供されると認めると認めるもの（前条第1項に規定する自動車を

除く。)に対しては、自動車税を免除することができる。

2 前項の規定により自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにおいては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにおいては第110条第3項の規定によりその税金を払い込むとしまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならぬ。

(1)～(5) 略

除く。)に対しては、自動車税を免除することができる。

2 前項の規定により自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにおいては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにおいては第110条第3項の規定によりその税金を払い込むとしまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならぬ。

(1)～(5) 略

**第118条** 知事は、中古車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条（許可）の規定による許可（同法第2条第2項第1号（定義）に係るものに限る。）を受けている自動車販売業者で、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に規定する自動車を取り扱うものをいう。）で規則で定めるものが賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している自動車であつて道路運送車両法第4条（登録の一般的効力）の規定による登録を受けているもののうち規則で定めるものに対しては、種別割を減額することができる。

2 前項の規定により種別割を減額する場合において減額すべき額は、当該年度の種別割の額に12分の3を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により種別割の減額を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならぬ。

(1)～(4) 略

**第118条** 知事は、中古車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条（許可）の規定による許可（同法第2条第2項第1号（定義）に係るものに限る。）を受けている自動車販売業者で、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に規定する自動車を取り扱うものをいう。）で規則で定めるものが賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している自動車であつて道路運送車両法第4条（登録の一般的効力）の規定による登録を受けているもののうち規則で定めるものに対しては、自動車税を減額することができる。

2 前項の規定により自動車税を減額する場合において減額すべき額は、当該年度の自動車税の額に12分の3を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により自動車税の減額を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならぬ。

(1)～(4) 略

**第171条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 略

(2) 第66条、第80条、第105条の5、第105条の6、第113条若しくは第125条又は法第745条第1項（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する法第383条（固定資産税の申告）の規定により、申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかつた者

(3) 略

**第171条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 略

(2) 第66条、第80条、第105条の5、第105条の6、第113条若しくは第125条又は法第745条第1項（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する法第383条（固定資産税の申告）の規定により、申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかつた者

(3) 略

附 則

(軽油引取税の税率の特例)

**第27条** 軽油引取税の税率は、第102条の19の規定にかかわらず、当分の

間、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

**第27条の2** 営業用の自動車に対する第105条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	100分の1	100分の0.5
第2項	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

**第27条の3** 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

**第28条** 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号（環境への負荷の低減に著しく資する自動車）に対する環境性能割の非課税）に規定する天然ガス自動車をいう。次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（法附則第12条の3第1項（自動車税の種別割の税率の特例）に規定するメタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。）、混合メタノール自動車（法附則第12条の3第1項に規定する混合メタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに家用の乗用車（三輪の小型自動車であることを除く。同条第1項において同じ。）、第106条第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号アに規定するキャンピング車（次条第1項において「キャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第106条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車、

号に規定する石油ガス自動車又は同項第5

号に規定する石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の第103条の2第3項

に規定する新規登録（以下この条及び次条第1項

において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を

**第27条** 略

(自動車税の税率の特例)

**第28条** 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（法附則第12条の3第1項（自動車税の税率の特例）に規定する天然ガス自動車をいう。次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（法附則第12条の3第1項（自動車税の種別割の税率の特例）に規定するメタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。）、混合メタノール自動車（法附則第12条の3第1項に規定する混合メタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに家用の乗用車（三輪の小型自動車であることを除く。同条第1項において同じ。）、第106条第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号アに規定するキャンピング車（次条第1項において「キャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第106条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車をいう。）又は

石油ガス自動車（同号に規定する石油ガス自動車をい

う。）で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項

（新規登録の申請）に規定する新規登録（以下この条及び次条第1項

において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を

受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車

その前号に掲げる自動車以外の自動車であつて平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたものの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

2 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第106条の規定の適用については、当該自動車があつた日から令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第106条第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号ア	4,500円	2,500円

第28条の2 栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成31年栃木県条例第19号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の

受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車（法附則第12条の3

第1項第2号に規定する軽油自動車をいう。）その前号に掲げる自動車以外の自動車であつて平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたものの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

2 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第106条の規定の適用については、当該自動車があつた日から令和4年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第106条第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第28条の2 栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成31年栃木県条例第19号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の

乗用車及びギャンピング車（以下この条において「自家用乗用車等」という。）であって栃木県条例の一部を改正する条例（平成28年栃木県条例第48号）第1条の規定による改正前の栃木県条例（以下この項において「平成28年改正前の栃木県条例」という。）第103条第1項の規定により平成28年改正前の栃木県条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条（自動車税の非課税の範囲）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の栃木県条例に規定する自動車税を課されたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項（定義）に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第106条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

乗用車及びギャンピング車（以下この条において「自家用乗用車等」という。）であって栃木県条例の一部を改正する条例（平成28年栃木県条例第48号）第1条の規定による改正前の栃木県条例（以下この項において「平成28年改正前の栃木県条例」という。）第103条第1項の規定により平成28年改正前の栃木県条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条（自動車税の非課税の範囲）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の栃木県条例に規定する自動車税を課されたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項（定義）に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第106条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正)

**第2条** 栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成14年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日以後3箇年以内に特定非営利活動に係る事業（特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載されたものをいう）の用に供するための不動産を</p>	<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日以後3箇年以内に特定非営利活動に係る事業（特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載されたものをいう。次条において同じ。）の用に供するための不動産を</p>	

無償で譲り受けたときは、当該特定非営利活動法人による当該不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除することができる。

(自動車税の環境性能割の課税免除)

**第4条** 知事は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日以後3箇年以内に専ら特定非営利活動に係る事業の用に供するための自動車~~を無償で譲り受けたときは、当該自動車に対して課する自動車税の環境性能割を免除することができる。~~

(課税免除の申請)

**第5条** 前3条の規定による県税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。

**第6条** 略

無償で譲り受けたときは、当該特定非営利活動法人による当該不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除することができる。

(自動車税の環境性能割の課税免除)

**第4条** 知事は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日以後3箇年以内に専ら特定非営利活動に係る事業の用に供するための自動車~~を無償で譲り受けたときは、当該自動車に対して課する自動車税の環境性能割を免除することができる。~~

(課税免除の申請)

**第5条** 前3条の規定による県税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。

**第6条** 略

附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

**第2条** この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に栃木県条例第102条の17第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の消費若しくは同条例第102条の18各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第102条の17第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。  
(自動車税に関する経過措置)

**第3条** 第1条の規定による改正後の栃木県条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第4条** 前条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割についての第2条の規定による改正前の栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第4条の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第5条** この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

**第6条** この条例の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)が成立しないとき、その他同法第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の内容が当該規定に対応する新条例又は第2条の規定による改正後の栃木県特定非営利活動法人に対する

る県税の課税免除に関する条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

(税務課)